

## 湯沢市低入札価格調査取扱実施要領

平成22年 7 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、低入札価格調査取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第 2 条 要綱第 3 条に規定する調査基準価格は、契約ごとに市長が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満切捨て）とする。ただし、その額が入札比較価格に10分の 9.2 を乗じて得た額を越える場合にあっては10分の 9.2 を乗じて得た額（千円未満切捨て）とし、入札比較価格に10分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の 7.5 を乗じて得た額（千円未満切上げ）とする。

イ 直接工事費の額に10分の 9.7 を乗じて得た額

ロ 共通仮設費の額に10分の 9 を乗じて得た額

ハ 現場管理費の額に10分の 9 を乗じて得た額

ニ 一般管理費等の額に10分の 6.8 を乗じて得た額

(2) 工事等の性格上前号の規定により難しいものについては、前号の算定方法にかかわらず10分の 7.5 から10分の 9.2 の範囲内で適宜の割合とする。なお、10分の 7.5 を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げし、10分の 7.5 以外の割合を乗じて得た額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(3) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の用語の定義については、原則として、土木系工事にあつては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあつては秋田県営繕工事積算基準の例による。

2 要綱第 3 条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書（様式第 1 号）を作成するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第 3 条 入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し

入札を終了するものとする。

- 2 要綱第4条第2項に規定する失格判断基準調査を実施する工事においては、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された工事費内訳書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。
- 3 前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判定された場合にあっては、要綱第4条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 4 第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判定された場合にあって、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。
- 5 前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は、最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。ただし、失格判断基準調査を実施しない工事において、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるときは、工事費内訳書及び下請負の予定に関する事項を除き、調査すべき事項の全部又は一部を省略することができるものとする。
  - (1) 当該価格で入札した理由
  - (2) 工事費内訳書  
設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。
  - (3) 手持工事の状況  
技術者が適正に配置されることが見込まれること。
  - (4) 手持資材の状況及び資材購入の予定  
必要な資材が確保されることが見込まれること。
  - (5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定

必要な機械が確保されることが見込まれること。

(6) 労務者の供給見通し

労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(7) 下請負の予定者及び金額

下請価格が適正でありしわ寄せが生じるおそれがないこと。

(8) 建設副産物の搬出予定

建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9) 予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10) 過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11) 経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12) 信用状態

建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

6 入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。

7 入札執行者は、必要に応じ専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

8 入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第2号）により資料提出を求めるものとする。

9 入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第3号）を作成するものとする。

（調査結果の報告）

第4条 要綱第5条の規定による調査結果の報告は、低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、湯沢市建設工事等入札指名業者選定委員会に対して行うものとする。

（関係者への通知等）

第5条 入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、落札者を決

定した場合は様式第6号により入札参加者全員に通知するものとする。

2 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

3 入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、次順位者を落札者として決定したときは、様式第5号により最低価格入札者に対して落札者としないうこととした旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対して次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。

(失格判断基準調査を実施しない工事)

第6条 要綱附則第2項に規定する失格判断基準調査を実施することが適当でない  
と認められる工事は、原則として総合評価落札方式を適用する工事のうち性能等  
に関する技術提案を求めるもの（秋田県総合評価落札方式運用の手引きにおける  
技術提案型総合評価落札方式を適用する工事）とする。

附 則

この要領は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

失格判断基準（失格判断基準価格）

調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。

(1) 入札価格が、調査基準価格を下回る価格で入札した者全員（調査基準価格を下回る価格で入札した者が5者未満である場合は調査基準価格以上の価格で入札した者を含め価格が低い順に5者（入札参加者が5者未満である場合は入札参加者全員））の平均入札価格に10分の9を乗じて得た額を下回っていること。ただし、算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に相当する額とする。

(2) 工事費内訳書上の純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ。）に相当する額が、設計上の純工事費に相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。

なお、入札時に提出された工事費内訳書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（(3)に該当する場合を除く。）は、両者の比率により工事費内訳書上の純工事費を補正した金額を工事費内訳書上の純工事費とみなすものとする。

(3) 工事費内訳書の未提出又は提出された工事費内訳書の記載の不備により、当該入札における工事費内訳書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。



様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

入札執行者

工事の入札における  
低入札価格調査について

標記について、下記のとおり資料を提出してください。

なお、提出期限は 年 月 日までとします。

記

工事番号

工 事 名

1. 入札価格の理由及び入札価格の工事費内訳書
2. 手持工事の状況
3. 手持資材の状況及び資材購入の予定（購入先及び購入先と貴社の関係）
4. 手持機械の状況及び機械リース等の予定
5. 労務者の具体的供給見通し
6. 第1次下請契約の予定者及び予定金額
7. 建設副産物の搬出計画
8. 予定工程表
9. 過去3年以内に施工した公共工事の工事名、発注者及び工事成績
10. 経営内容（過去2年の決算報告及び取扱金融機関名）

様式第3号（第3条関係）

低入札価格調査表

入札執行課（所）	部	課（所）	調査担当責任者職氏名
工事番号 工事名			工事 場所
調査対象者名			
1. 入札価格（税抜）	千円（対入札比較価格 %）		
2. 調査基準価格等 （税抜）	調査基準価格	千円（対入札比較価格 %）	
	入札比較価格	千円	
3. 工事概要			
4. 調査事項			
調査結果の概要			
(1) 当該価格で入札した理由			
(2) 工事費内訳書			
(3) 手持工事の状況			
(4) 手持資材の状況及び資材購入の予定			
(5) 手持機械の状況及び機械リース等の予定			
(6) 労務者の供給見通し			
(7) 下請負の予定者及び金額			
(8) 建設副産物の搬出予定			
(9) 予定工程表			
(10) 過去に施工した公共工事の状況			
(11) 経営状況			
(12) 信用状態			
(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項			
総合意見			

(注) 調査を実施しなかった事項の欄には斜線を引くこと。

付表 1

(第 3 条第 5 項による詳細調査を実施した場合に添付)

工事番号 工事名	調査対象者名				
工 種	設計金額 (A)	業者見積金額 (B)	差額 (A-B)	B/A(%)	理 由

付表 2

(第 3 条第 2 項による失格判断基準調査を実施した場合に添付)

(いずれも税抜価格)

工事番号	
工事名	
調査基準価格	円
失格判断基準価格(1)	円
失格判断基準価格(2)	円
①：設計上の直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費×2／5	円
②：入札比較価格×8／10	円

失格判断基準価格(1)：調査基準価格を下回る価格で入札した者全員の平均入札価格×9/10(※)

※ 1 調査基準価格を下回る価格で入札した者が 5 者未満である場合は調査基準価格以上の価格で入札した者を含め価格が低い順に 5 者（入札参加者が 5 者未満である場合は入札参加者全員）

2 算定した失格判断基準価格が、調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格に相当する額とする。

失格判断基準価格(2)：設計上の純工事費相当額×8/10

調査対象者名		入札価格(a)	円
工事内訳書から算出した純工事費相当額		(b)	円
調査結果	失格判断基準(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する (失格判断基準価格(1) &gt; 入札価格(a))</li> <li>・該当しない (失格判断基準価格(1) ≤ 入札価格(a))</li> </ul>	
	失格判断基準(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する (失格判断基準価格(2) &gt; 純工事費(b))</li> <li>・該当しない (失格判断基準価格(2) ≤ 純工事費(b))</li> </ul>	
	失格判断基準(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する (純工事費の算出が不能)</li> <li>・該当しない</li> </ul>	
	詳細調査省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当する (① ≤ (a))                      ・該当しない (① &gt; (a))</li> <li>・該当する (② ≤ (a))                      ・該当しない (② &gt; (a))</li> </ul>	

※ 1 失格判断基準(1)に該当する場合は、失格判断基準(2)及び(3)の記入は不要。

2 失格判断基準(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、詳細調査省略の欄の記入は不要。

様式第4号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

入札執行者

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日 入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社（特定企業体、方）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、妥当と認め、貴社（特定企業体、方）を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工事期間

様式第5号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

入札執行者

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日 入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、貴社（特定企業体、方）の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社（特定企業体、方）の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認め、落札者としなすことと決定しましたので通知します。

なお、 を落札者とししましたのでお知らせします。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工事期間

様式第6号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

入札執行者

入 札 結 果 通 知 書

年 月 日 入札に付した下記工事について落札の決定を保留しておりましたが、 を落札者とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工事期間